



平成 28 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 東亜道路工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 新谷 章
(コード番号 1882 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 大川 努
(TEL. 03 - 3405 - 1811)

独占禁止法違反事件に係る判決について

当社および当社関係者は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により東京地方検察庁から平成 28 年 2 月 29 日付で起訴されておりましたが、本日、東京地方裁判所において、当社に対する罰金刑 1 億 2 千万円および当社関係者に対する懲役刑(執行猶予付き)の判決(以下「本判決」といいます。)を受けました。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、このような事態になりましたことについて、極めて厳粛に受け止め、今後より一層、法令遵守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

なお、本判決の業績に与える影響は軽微であります。

以 上